袋井市第４期障害福祉計画

（平成２７年度～平成２９年度）

平成２７年3月

袋　井　市

目　次

１　計画の目的 …… 1

２　計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）… 1

３　計画の位置づけ・期間 …… 2

４　計画の策定体制 …… 3

５　障害福祉計画の対象となる人の状況

（障害者手帳等の所持状況）…… 4

６　事業の体系 …… 5

７　第３期障害福祉計画の総括 …… 15

８　第４期障害福祉計画について

（１）平成２９年度の目標値 …… 18

（２）自立支援給付に係るサービスの見込量 …… 20

（３）障害児通所給付に係るサービスの見込量 …… 23

（４）地域生活支援事業実施に関する事項 …… 24

（５）基盤整備に関する事項 …… 26

（６）相談支援体制の充実・強化に関する事項 …… 27

資料編

資料１　第４期障害福祉計画の見込数値…… 28

資料２　第３期計画実績値と第４期計画値の比較…… 29

1 計画の目的

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害のある人が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

本市は、平成19年３月に障害のある人のための施策に関する基本的な計画「袋井市第１次障害者計画」と、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保する数値目標を示す「袋井市第１期障害福祉計画」を、平成21年３月に「袋井市第２期障害福祉計画」、平成24年3月に「袋井市第３期障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるように、様々な支援を行ってまいりました。

３期にわたる計画期間中に施設整備も進み、利用者数も年々増加しておりますが、更なる福祉資源、サービスの提供体制の充実を図るため、第３期までの進捗状況の分析や国・県の指針を踏まえ、平成２９年度を目標年次とした、「第４期障害福祉計画」を策定するものです。

なお、「第１次障害者計画」は、平成 19 年度から平成 23 年度までの５か年計画でしたが、平成 25 年３月に国や県の計画と整合を図り、新たに平成 24 年度から平成 29 年度までの６か年の計画として、「袋井市第２次障害者計画」を策定いたしました。

2 計画の基本的な考え方（障害福祉計画が目指すもの）

これまでの取組を更に推進するため、第１期から第３期の実績及び地域の実情を踏まえ策定します。

（１）障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業による支援が受けられるよう提供体制の整備を進めます。

（２）地域生活移行や就労移行の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活への移行や一般就労等への移行といった課題に対応していくため、グループホーム等の充実を図り、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムをつくり、身近な地域におけるサービス拠点、ＮＰＯ法人等によるサービスの提供、地域の社会資源を最大限に活用して、サービス提供体制の整備を進めます。

３ 計画の位置づけ・期間

本市における障害者施策は、施策の基本的方向を示す「障害者計画」と、施策の目標数値を示す「障害福祉計画」で進められており、これらは「袋井市総合計画」の一環として、部門別・具体的計画の役割を担うものです。

第３期障害福祉計画の計画期間は、平成２４年度から平成２６年度までの３カ年となっていますことから、今回、必要な見直しを行い、平成 27年度から平成２９年度までの３年間を計画期間とする、第４期計画を策定するものです。

◆障害者計画と障害福祉計画の関係

障害者計画

◎根拠法令
障害者基本法（第 11 条第３項）

◎位置づけ
障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画

◎計画期間
第１次：（５年間）
平成１９年度～２３年度
第２次：（６年間）
平成２４年度～２９年度

障害福祉計画（平成１９年度～）

◎根拠法令
障害者総合支援法（第８８条）

◎位置づけ
障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画

◎計画期間
第１期：平成１９年度～２０年度
第２期：平成２１年度～２３年度
第３期：平成２４年度～２６年度
第４期：平成２７年度～２９年度

◆計画の期間

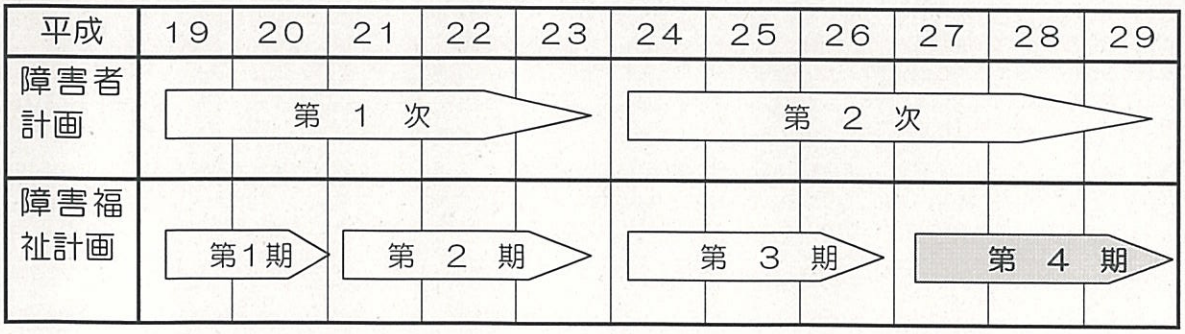

4 計画の策定体制

この計画は「袋井市障害者計画」と一体的にすすめていくため、「袋井市障害者計画推進協議会」及び「中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会」における意見を踏まえて策定しました。

また、関係団体やサービス事業者からも聴き取りを行い、要望や意見をできる限り計画に反映させています。

（1）障害者計画推進協議会での審議

地域住民組織、福祉関係団体、保健福祉医療、教育等の各分野の代表で構成する、袋井市障害者計画推進協議会において、平成 26 年2月から平成 27 年2月までの間、2回の会議を開催し、協議会の意見を伺っております。

（2）障害者団体からの意見聴取

障害者団体から要望や意見を聴取し、寄せられた意見等について、計画策定段階から反映させています。

ア　団　体：身体障害者福祉会、身体障害者福祉会聴覚障害者部会
身体障害者福祉会視覚障害者部会、手をつなぐ育成会
精神障害者団体　　5団体

イ　期　間：平成２６年９月 ～ １１月

ウ　方　法：対面式インタビュー及び書面での要望

（3）サービス提供事業者からの意見聴取

サービス提供事業者へアンケート調査を行い、施設整備計画やサービス提供予想人数、計画策定に伴う意見を伺い、計画策定段階から反映させています。

ア　事業者：社会福祉法人等　６２事業者

イ　時　期：平成２６年８月

ウ　方　法：アンケート方式にて実施

（4）中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会からの意見聴取

中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会から計画に関する意見を聴取し、計画策定段階から反映させています。

ア　時　期：平成２６年１１月

イ　方　法：代表者会等に計画の目標数値を示し、意見を聴取しています。

5　障害福祉計画の対象となる人の状況（障害者手帳等の所持状況）

（1）身体障害者手帳所持者（平成26年3月31日現在　単位：人）

障害区分＼等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	48	50	13	14	13	20	158
聴覚・平衡機能障害	14	65	29	30	1	75	214
音声言語機能障害	0	1	22	11			34
肢体不自由	290	262	239	420	146	63	1,420
内部障害	486	6	132	147			771
合　計	838	384	435	622	160	158	2,597

（2）療育手帳所持者（平成26年3月31日現在　単位：人）

区分＼障害程度	A	B	合計
18歳未満	47	97	144
18歳以上	130	262	392
合　計	177	359	536

（3）精神保健福祉手帳所持者（平成26年3月31日現在　単位：人）

	1級	2級	3級	合計
所持者数	30	167	87	284

（4）特定疾患受給者証所持者：550人（平成26年3月31日現在）

※　平成27年1月1日より施行される「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく受給証所持者予定者

（5）障害福祉サービス等の利用者障害別状況（平成26年3月利用者 単位：人）

	全体	身体	知的	精神	その他	重複
自立支援給付	289	56	173	77	16	33
障害児通所給付費	110	5	29	0	79	3

（6）計画見直しによる障害福祉サービス等の受給者数の見込（単位：人）

		平成26年度見込数値	平成29年度見込数値	増減
自立支援給付	訪問系サービス	51	63	12
	日中活動系サービス	360	412	52
	居住系サービス	91	103	12
障害児通所給付		115	160	45

※　受給者数は、受給資格を有する人の数であるため、実際にサービスを受けている利用者の数を上廻ることになる。

6　事業の体系

障害者等を対象にした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、市が実施する「地域生活支援事業」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」に大別され、「自立支援給付」は、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「自立支援医療」「補装具」に分けられます。

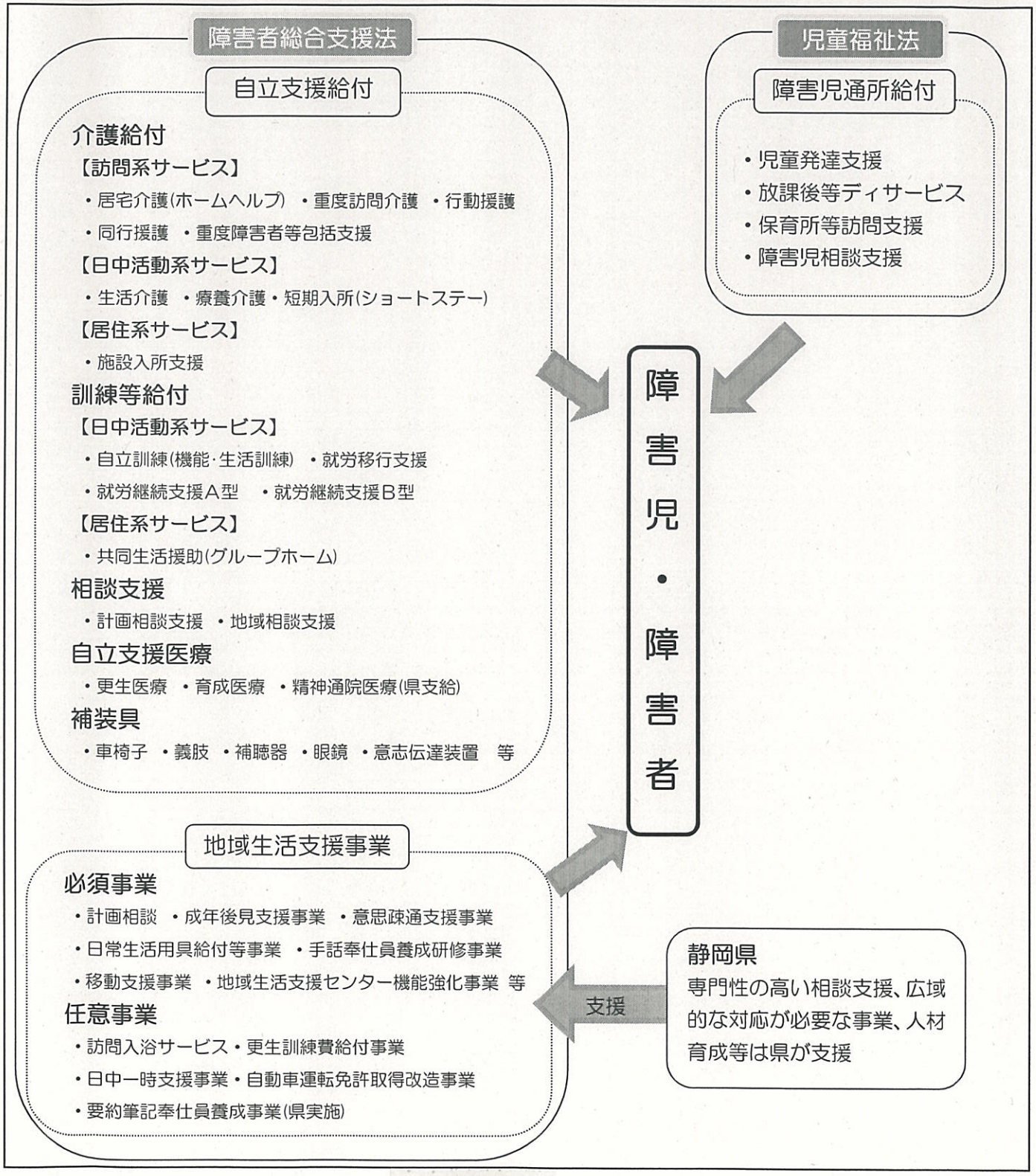

自立支援給付、障害児通所給付及び地域生活支援事業のサービス内容は、以下の通りです。

自立支援給付

自立支援給付の障害福祉サービスには、障害支援区分の認定が必要なサービスもあります。

障害支援区分については、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示すものとして、区分１から６に分かれており、障害支援区分認定調査（８０項目）を実施し、障害支援区分認定審査会において、障害の特性など個別に配慮すべき事項を考慮し決定されます。

障害福祉サービス名		対象者及びサービス内容
(1)訪問系サービス	ア　居宅介護（ホームヘルプ） 介護給付	【主な対象者】 障害支援区分１以上で、在宅で生活している人
		【サービス内容】 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	イ　重度訪問介護 介護給付	【主な対象者】 障害支援区分４以上で、二肢以上に麻痺があり、認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外に認定されている人
		【サービス内容】 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	ウ　行動援護 介護給付	【主な対象者】 障害支援区分３以上で、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人
		【サービス内容】 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	エ　同行援護 介護給付	【主な対象者】 移動に著しい困難を有する視覚障害者
		【サービス内容】 視覚障害により移動が著しく困難な方に対し、移動時の援護及び外出先での視覚的情報の支援を行ないます。

	オ　重度障害者等包括支援 介護給付	【主な対象者】 障害支援区分６で、意思疎通に著しい困難を有し、四肢に麻痺がある重度の身体･知的障害、又は強度行動障害のある人
		【サービス内容】 重度の肢体不自由者で常に、介護を必要とする人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
(2)日中活動系サービス	ア　生活介護 介護給付	【主な対象者】 障害支援区分３以上で、常時介護を必要とする人（50歳以上の場合は、障害支援区分２以上）
		【サービス内容】 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	イ　自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 訓練等給付	【主な対象者】 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者又は難病患者
		【サービス内容】 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	ウ　就労移行支援 訓練等給付	【主な対象者】 ６５歳未満で、一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人
		【サービス内容】 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(2)日中活動系サービス	エ　就労継続支援 （A型=雇用型・B型=非雇用型） 訓練等給付	【主な対象者】 就労に必要な知識･能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人（A型=雇用型） 就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人（B型=非雇用型） 【サービス内容】 一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	オ　療養介護 介護給付	【主な対象者】 病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする方で、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など呼吸管理を行っている障害支援区分６以上の人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分５以上の人 【サービス内容】 医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	カ　短期入所 （ショートステイ） 介護給付	【主な対象者】 障害者（身体･知的･精神）、難病患者、障害児で障害支援区分１以上の人 【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
(3)居住系サービス	ア　共同生活援助 （グループホーム） 訓練等給付	【主な対象者】 身体・知的・精神障害者で、自立支援給付で日中活動系サービスの利用者、又は、介護を必要とせず就労している人 【サービス内容】 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他日常生活の援助を行います。 （H26.4よりグループホーム・ケアホームを一元化）

	イ　施設入所支援 介護給付	【主な対象者】 生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な方や地域の社会資源の状況から通所が困難な人
		【サービス内容】 夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
(4)その他サービス	ア　計画相談支援	【主な対象者】 障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する全ての人
		【サービス内容】 サービス等利用計画を作成し、障害者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
	イ　地域移行支援	【主な対象者】 施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行を予定している人
		【サービス内容】 入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	ウ　地域定着支援	【主な対象者】 地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び同居している家族により支援を受けられない帰住者
		【サービス内容】 入所施設や精神科病院から退所・退院した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

区　分		対象者及びサービス内容
自立支援医療	ア　更生医療	【主な対象者】 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、腎移植術等により、身体障害の除去･軽減することで、社会的不利の軽減が見込まれる人
		【サービス内容】 障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。
	イ　育成医療	【主な対象者】 障害や将来一定の障害を残すと認められる疾病があり、身体障害の除去･軽減することで、社会的不利の軽減が見込まれる 18 歳未満の児童
		【サービス内容】 障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする手術等の医療に対して、医療費を給付します。

補装具費	【主な対象者】 身体障害者手帳所持者又は難病患者
	【サービス内容】 義足や車椅子等の用具購入に際し、補装具費（購入費、修理費）の支給をします。

障害児通所給付

区　分		対象児及びサービス内容
障害児通所給付	ア　児童発達支援	【主な対象者】 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童
		【サービス内容】 日常生活の基本的動作を習得及び集団生活に適応することができるよう、療育等の支援を行います。
	イ　放課後等デイサービス	【主な対象者】 放課後及び長期休暇中に、療育等の支援が必要であると認められる就学中の児童
		【サービス内容】 就学中の障害児等へ、放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のため継続的に療育等の支援を行います。

	ウ　保育所等訪問支援	【主な対象者】 集団生活を営む施設に通う児童であって、集団生活に適応するために専門的な支援を必要があると認められる児童
		【サービス内容】 保育所等において、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする児童に、 施設を訪問し支援を行います。
	エ　障害児相談支援	【主な対象者】 障害児通所給付のサービスを利用する児童
		【サービス内容】 サービス等利用計画を作成し、障害児の生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

地域生活支援事業

区　分		サービス内容及び実施内容
(1) 必 須 事 業	ア　相談支援事業 （利用者負担なし）	障害のある人、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談体制やネットワークの構築を行います。 【障害者相談支援】 法人等への委託により実施します。 【自立支援協議会】 相談支援事業により３障害に対応した地域自立支援協議会を設置・運営し、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。 【相談支援機能強化事業】 相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な知識能力を有する職員を配置して相談支援機能の強化を図ります。相談支援事業を行う社会福祉法人及び地域活動支援センターへの委託により実施します。

(1) 必 須 事 業		【住宅入居等支援事業】 賃貸契約による一般住宅の入居に必要な調整等の支援を行います。相談支援事業を行う社会福祉法人及び地域活動支援センターへの委託により実施します。
	イ　成年後見制度利用支援事業 （利用者負担あり）	成年後見制度を利用することが有効と認められる知的・精神障害のある人に対して、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。 【成年後見制度利用支援事業】 低所得者に対し、成年後見の申立てや後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、制度の利用を促進します。 （助成限度額/月額:在宅 28,000 円、施設入所 18,000 円）
	ウ　意思疎通支援事業 （利用者負担なし）	聴覚障害のある人及び音声・言語機能に障害のある人等とのコミュニケーションを図る際に必要に応じて、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障害のある人等の福祉の増進と社会参加の促進を図ります。 【手話通訳者及び要約筆記者派遣事業】 病院への通院等、学校・公共、施設等への用務、冠婚葬祭、社会参加活動等を派遣対象として実施します。
	エ　日常生活用具給付等事業 （利用者負担あり）	日常生活用具給付事業 障害のある人に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付、または、貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。 給付品目・給付基準額は県のガイドラインを参考に設定し実施します。 （利用者負担金は５％） 【対象用具】 ①介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子などの用具 ②自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

(1) 必 須 事 業		③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具 ④情報・意志疎通支援用具 点字器など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 ⑤排泄管理支援用具 ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品 **住宅改修費助成事業** 日常生活を営むのに著しく支障のある重度の障害のある人が段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。 （利用者負担金は１０％） **点字図書給付事業** 在宅の視覚障害のある人に、点字図書を給付することにより、必要な情報の入手が容易にできるよう、支援を図ります。 （自己負担額は一般図書の購入価格相当額）
	オ　手話奉仕員養成事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。 【手話奉仕員養成事業】 講師資格のある聴覚障害者・手話通釈者に依頼し、養成講座を実施します。 （受講料は無料。テキスト代金等実費負担）
	カ　移動支援事業 （利用者負担あり）	屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。 【外出介護事業】 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 （利用者負担金は５％）
	キ　地域活動支援センター事業 （利用者負担なし）	障害等のある人に対し、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会との交流促進等を図ることを目的として、創作的な活動または生産的な活動の機会及び日中活動の場所を提供し

		ます。 【地域活動支援センター事業】 事業者への委託により実施し、利用者の日常生活から生じる課題に対し、関係機関と連携した支援を行います。
(2)任意事業	ア　訪問入浴サービス事業 （利用者負担あり）	家庭の浴槽で入浴することが困難な重度の障害のある人に対し、看護師等が移動入浴車により家庭を訪問して入浴の支援を行います。 【訪問入浴サービス】 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 （利用者負担金は５％）
	イ　更生訓練費給付事業	障害者支援施設の入所・通所者の施設訓練に要する経費について、更生訓練費を支給し、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。 【更生訓練費給付事業】 訓練に要した経費対象に給付します。 （給付限度額:月額 3,150 円）
	ウ　日中一時支援事業 （利用者負担あり）	障害のある人の日中活動の場を確保し、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 【日中一時支援事業】 指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施します。 （利用者負担金は５％）
	エ　自動車運転免許取得・改造事業 （利用者負担あり）	身体障害のある人の自動車運転免許の取得及び自動車を改造するために要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 【自動車免許取得費補助金】 指定教習所に支払った経費の２分の１以内を対象に補助します。 【身体障害者自動車改造費補助金】 操向装置及び駆動装置等の一部を改造するために要した経費を対象に補助します。 （補助限度額は１０万円）

7　第３期障害福祉計画の総括

（１）第３期障害福祉計画のサービス見込み量と実績（１６～１７ページ）

第３期障害福祉計画における、サービス見込み量と実績の差異の主な理由は次のとおりです。

ア　訪問系サービスについては、年々増加おり、利用者のニーズに対応するため複数の事業所により支援するなど、事業所間の連携が必要となっています。利用者数については概ね見込どおりとなっておりますが、サービス量全体では見込を下回る数値となりました。

イ　日中活動系サービスについては、サービスによっては見込みを大きく上回っている事業もありますが、日中活動系サービス全体では概ね見込みどおりとなりました。

ウ　居住系サービスについては、施設入所待機者の入所調整等によりサービス全体では見込を下回る数値となりました。

（２）現状の課題と今後の方向性

障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法が施行され、障害の種別（身体・知的・精神・難病等）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるようになりましたが、実際には支援の専門性、設備の問題などから、日中活動系・居住系サービスについては障害種別を限定し事業を行っている事業所がほとんどです。

このため施設整備が進んだ分野については利用者が確実に増加していますが、サービスによっては利用できる施設が充分でなく、不足する施設の整備が急務となっています。

ア　入所施設について

施設入所については、入所者の地域移行を進めてまいりましたが、就労移行等の通過施設の入所者を除いては、支援を多く必要とすることから地域移行が難しい状態にあります。今後は、通過型施設の退所者が地域移行できる体制が求められることから、一般企業への就労を図るとともに、日中活動の場を提供する日中活動系サービス施設の整備も求められます。

イ　共同生活援助(グループホーム)について

障害のある人が住み慣れたまちで、その人らしく自立した生活を送ることができるように、施設整備が必要になります。

現在も多くのニーズはありますが、世話人の確保、報酬単価の低さなどから、運営が厳しく、整備が進まない状況にあります。

今後も、施設整備費の助成などにより、事業者負担の軽減を図り、施設整備について知的障害、精神障害の専門性を持った法人等と協議を進めます。

ウ　重度の障害のある人に対応した日中活動系サービス施設の整備について

重症心身障害児（者）のショートステイについては、サービスを提供する施設が近隣市には少ないことから、需要に応じきれず、介護者も身体を休ませることができない状況となっていることから、施設整備が急務となっています。

障害者総合支援法に基づく指定基準の一部改正により、高齢者介護サービス事業所でも障害者の受け入れが可能となる制度「ふじのくに型サービス」が実施できることとなったため、この事業の実施に向け、市内の特別養護老人ホーム等と協議を進めます。

（3）第３期計画の見込量と実績

【訪問系サービス】

				24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	見込	利用者数	（人）	41	45	49
		利用量／人	（時間）	20	20	20
		見込量Ａ	（時間分）	820	900	980
	実績	利用者数	（人）	42	46	51
		利用量／人	（時間）	12	12	13
		ｻｰﾋﾞｽ利用量Ｂ	（時間分）	505	567	663
	増減	増減（B-A）	（時間分）	△315	△333	△317

【日中活動系サービス】

生活介護	見込	利用者数	（人）	143	158	161
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量Ａ	（人日分）	3，146	3，476	3，542
	実績	利用者数	（人）	143	157	165
		利用量／人	（日）	20	20	22
		ｻｰﾋﾞｽ利用量Ｂ	（人日分）	2，888	3，185	3，630
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△258	△291	88
自立訓練（機能訓練）	見込	利用者数	（人）	1	1	1
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量Ａ	（人日分）	22	22	22
	実績	利用者数	（人）	2	1	1
		利用量／人	（日）	14	8	10
		ｻｰﾋﾞｽ利用量Ｂ	（人日分）	27	8	10
	増減	増減（B-A）	（人日分）	5	△14	△12
自立訓練（生活訓練）	見込	利用者数	（人）	31	23	24
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量Ａ	（人日分）	682	506	528
	実績	利用者数	（人）	19	16	18
		利用量／人	（日）	16	16	16
		ｻｰﾋﾞｽ利用量Ｂ	（人日分）	308	262	288
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△374	△254	△240
就労移行支援	見込	利用者数	（人）	26	29	30
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量Ａ	（人日分）	572	638	660
	実績	利用者数	（人）	24	20	20
		利用量／人	（日）	21	20	19
		ｻｰﾋﾞｽ利用量Ｂ	（人日分）	492	386	380
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△80	△252	△280

就労継続支援（A 型）	見込	利用者数	（人）	6	7	8
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量 A	（人日分）	132	154	176
	実績	利用者数	（人）	7	9	10
		利用量／人	（日）	21	21	22
		ｻｰﾋﾞｽ利用量 B	（人日分）	149	193	220
	増減	増減（B-A）	（人日分）	17	39	44
就労継続支援（B 型）	見込	利用者数	（人）	114	140	148
		利用量／人	（日）	22	22	22
		見込量 A	（人日分）	2，508	3，080	3，256
	実績	利用者数	（人）	104	110	118
		利用量／人	（日）	17	17	17
		ｻｰﾋﾞｽ利用量 B	（人日分）	1，737	1，860	2，006
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△771	△1，220	△1，250
療養介護	見込	見込者数 A	（人分）	6	6	6
	実績	実利用者数 B	（人分）	6	6	6
	増減	増減（B-A）	（人分）	0	0	0
短期入所	見込	利用者数	（人）	22	24	26
		利用量／人	（日）	13	13	13
		見込量 A	（人日分）	286	312	338
	実績	利用者数	（人）	20	22	22
		利用量／人	（日）	8	9	10
		ｻｰﾋﾞｽ利用量 B	（人日分）	166	195	220
	増減	増減（B-A）	（人日分）	△120	△117	△118
日中活動活動系サービス全体の利用者数	見込	見込者数 A	（人分）	349	388	404
	実績	実利用者数 B	（人分）	325	340	360
	増減	増減（B-A）	（人分）	△24	△48	△44

【居住系サービス】

共同生活援助 共同生活介護	見込	見込者数 A	（人分）	26	28	30
	実績	実利用者数 B	（人分）	23	26	29
	増減	増減（B-A）	（人分）	△3	△2	△1
施設入所支援	見込	見込者数 A	（人分）	78	79	80
	実績	実利用者数 B	（人分）	72	71	70
	増減	増減（B-A）	（人分）	△6	△8	△10

【相談支援】

計画相談支援	見込	見込者数 A	（人分）	15	30	41
	実績	実利用者数 B	（人分）	1	207	400
	増減	増減（B-A）	（人分）	△14	177	359
地域相談支援	見込	見込者数 A	（人分）	2	3	4
	実績	実利用者数 B	（人分）	0	1	2
	増減	増減（B-A）	（人分）	△2	△2	△2

（注１）各サービス毎の利用者数、利用量については、各年度ごとの実数値より月平均の数値を算出し記載。
（注２）サービス利用量については、各年度ごとの実数値を算出し記載

8　第４期障害福祉計画について

（１）平成２９年度の目標値

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応する必要があります。この計画においては、平成 29 年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第３期の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値を設定します。

ア　入所施設の入所者の地域生活への移行

【目標値の設定】

施設における集団的生活から、本人の意志を尊重し、地域への移行を促進することを目的とし目標値を設定します。

（ア）入所者数（Ａ）の数値について、第３期計画では入所者数の基準日を平成17年10月１日として、平成２６年度の目標値を設定しておりましたが、本計画では平成26年３月末を基準日として、平成２９年度の目標値を設定することから、平成２６年３月末の入所者数68人としました。

（イ）削減の見込（Ａ－Ｂ）については、国の指針は平成26年３月末時点の入所者数４％削減ですが、平成26年３月末時点の入所者のうち65人については、障害支援区分等から地域移行が見込まれないものと判断し、待機者や新たに就労支援の通過施設を利用するものを見込み７人の増加を設定しました。

（ウ）地域生活移行数は、平成26年３月末に通過施設に入所しているもの４人と、新たに通過施設に入所するもの３人を移行者として見込み７人と設定しました。

項　　目	数 値	考　え　方
入所者数（Ａ）	６８人	平成２６年３月末の数 （参考　平成１７年１０月１日時点の入所者数８５人 平成23年10月１日時点の入所者数73人）
平成 ２９年度入所者数（Ｂ）	７５人	平成２９年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込　（Ｂ－Ａ）	７人	差引増減見込数
【目標値】 地域生活移行数	７人	平成２９年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）

◆　施設入所待機者数　１４人（平成26年３月31日現在）

イ　福祉施設利用者の一般就労への移行

【目標値の設定】

平成２９年度の年間一般就労移行者数８人は、平成 25 年度の実績を勘案し、国の基本指針に合わせ、平成 24 年度実績の２倍に設定しました。

項　　目	数 値	考　え　方
基準年度 一般就労移行者数	４人	平成２４年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 （参考　平成２５年度の一般就労移行者数７人　）
【目標値】 平成２９年度の年間 一般就労移行者数	８人	平成２９年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

ウ　就労移行支援事業利用者の移行

【目標値の設定】

平成２９年度の就労移行事業利用者数は、国の基本指針に合わせると、平成 25 年度末の利用者の 1.6 倍で 32 人となりますが、利用期間に定めがあることから、平成 27・28 年度に 20 人が利用を終了するものと見込んでおり、同数の増加が難しいと推計したため、利用者の新規増及び他のサービスからの移行者を積み上げ 23 人としました。

項　　目	数 値	考　え　方
基準年度 就労移行事業利用者数	２０人	平成２５年度末に、就労移行事業を利用していた人の数
【目標値】 平成２９年度末の 就労移行事業利用者数	２３人	平成２９年度に、就労移行事業を利用している人の数

エ　就労移行支援事業所からの一般就労への移行

【目標値の設定】

国の指針に合わせると、市内の就労支援事業所３箇所のうち、平成２９年度における利用者の一般就労への就労移行率が３割以上の事業所を、５割以上で２箇所となりますが、市内には、平成 25 年度の市内で就労移行率３割以上の事業所がないことから、事業所へのアンケートの結果を参考に、平成２６年度時点で市内にある事業所のうち１箇所が就労移行率３割を達成すると見込んで設定としました。

項　　目	数 値	考　え　方
【目標値】 平成２９年度に就労移行率３割以上を達成している市内就労移行支援事業所の割合	１／３	平成２９年度に、市内の就労移行支援事業から一般就労した利用者が３割以上いる事業所の割合

（２）自立支援給付に係るサービスの見込量

障害福祉サービスの見込量については、第３期計画の実績をもとに、実際にサービスの利用者となる人を個別に検討し、利用すると思われるサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、新たに整備される施設のサービス種別ごとに利用者数を勘案し、近隣市の事業所にアンケート調査を行ない、地域の実情などを踏まえ現状を反映した目標数値としました。

ア　訪問系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護・同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数	55人	59人	63人
	利用量	１３時間	１３時間	１３時間
	サービス見込量	715時間分	767時間分	819時間分

【サービス見込量の設定】

（ア）利用者数は、サービス提供事業者の増加、平成２４年度から平成２６年３月の利用者数実績を踏まえ、同程度の増加を見込み設定しました。

（イ）利用量１３時間は、実績を踏まえ設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

（ア）相談支援事業所がサービス等利用計画書を作成し、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスを利用者に提供できるように努めます。

（イ）障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、指定障害福祉サービス事業者と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施に努めます。

また、精神障害のある人や重度障害のある人に対するサービス実施主体は現状少ないため、介護保険サービスの提供事業者の障害福祉分野への参入促進を積極的に働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。

（ウ）精神障害のある人及び当事者団体、医療機関や福祉施設等に対して、訪問系サービス内容や事業者に関する情報提供を充実し、精神障害のある人のサービスの利用促進に努めます。

（エ）サービス提供事業者のホームヘルパーに対し講習等の情報提供を行い、より質の高いサービスが提供できるように努めます。

イ　日中活動系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

			27年度	28年度	29年度
日中活動系サービス全体の見込量		サービス見込量	382人分	401人分	412人分
生活介護	通所	利用者数	96人	101人	106人
		利用量	21日	21日	21日
	入所	利用者数	72人	74人	75人
		利用量	22日	22日	22日
	合計	サービス見込量	3,600人日分	3,749人日分	3,876人日分
自立訓練（機能訓練）		利用者数	1人	1人	1人
		利用量	10日	10日	10日
		サービス見込量	10人日分	10人日分	10人日分
自立訓練（生活訓練）		利用者数	20人	16人	16人
		利用量	16日	16日	16日
		サービス見込量	320人日分	256人日分	256人日分
就労移行支援		利用者数	25人	24人	23人
		利用量	20日	20日	20日
		サービス見込量	500人日分	480人日分	460人日分
就労継続支援（A型＝雇用型）		利用者数	11人	12人	13人
		利用量	22日	22日	22日
		サービス見込量	242人日分	264人日分	286人日分
就労継続支援（B型＝非雇用型）		利用者数	125人	139人	141人
		利用量	17日	17日	17日
		サービス見込量	2,125人日分	2,363人日分	2,397人日分
療養介護		サービス見込量	7人分	7人分	7人分
短期入所	福祉型	利用者数	21人	23人	25人
		利用量	10日	10日	10日
	医療型	利用者数	4人	4人	5人
		利用量	4日	4日	4日
	合計	サービス見込量	226人日分	246人日分	270人日分

【サービス見込量の設定】

（ア）平成25年度実績を踏まえ、サービスの利用者となる人を個別に検討し、利用するであろうサービス種別ごとに人数を積み上げるとともに、新たに整備された施設のサービス種別ごとに利用数を加算し、地域の実情などを踏まえ現状を反映した見込量を算出しました。

（イ）利用量については、各サービス毎の平均利用日数を勘案し設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

（ア）地域全体で障害のある人を支える力を高める観点から、中遠地域自立支援協議会等を活用し、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健、医療関係者等の連携を強化します。

（イ）介護保険施設の活用により、日中活動系事業が実施できないかなど、高齢者関係事業者と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。

（ウ）国･県･市の助成制度や、民間福祉団体の助成制度などをＰＲし、事業者の施設整備を支援します。

（エ）障害のある方や家族が気軽に相談でき、利用者のニーズを把握してサービスに繋げることができる一般相談支援事業所のＰＲに努めます。

（オ）サービス事業者に対し、ハローワーク等と連携し、看護師、理学療法士・作業療法士やジョブコーチ等の人材の情報提供に努めます。

（カ）福祉施設等における障害者の仕事の確保のため、授産製品の販売に協力し、官公需における受注機会の拡大に努めます。

ウ　居住系サービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		27年度	28年度	29年度
共同生活援助（グループホーム）	サービス見込量	３０人分	３５人分	３６人分
施設入所支援	サービス見込量	７２人分	７４人分	７５人分

【サービス見込量の設定】

（ア）共同生活援助(グループホーム)サービスの見込量は平成２６年３月の利用者数を基準に、在宅からの新たな利用見込みと、施設整備等により利用が見込まれる利用者数を設定しました。

（イ）施設入所支援のサービス見込量は、平成２６年３月の入所実績に、年平均新規入所者数を設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

（ア）グループホーム等を立ち上げる際の施設整備費や備品購入費等の助成について説明し設置を呼びかけていきます。

（イ）障害のある人が安心して病院や施設から、グループホームに移行できるよう、相談支援事業所、医療機関や運営法人などと連携を図ります。

（ウ）賃貸住宅の活用を図るため市内アパート等の空き状況等を調査し、グループホームとして事業者が利用可能かなどの検討をしていきます。

（エ）施設入所支援については、静岡県指定障害者支援施設入所利用調整要綱により、家族等の介護や居宅サービスによる支援だけでは地域生活が困難であり、施設入所支援の必要性・緊急性が高い障害のある人の受け入れを優先していきます。

エ　その他のサービス

【必要な量の見込（月当たり）】

		27年度	28年度	29年度
計画相談支援 (サービス利用計画作成)	サービス見込量	420人分	440人分	460人分
地域相談支援 (サービス利用計画作成)	サービス見込量	6人分	8人分	10人分

【サービス見込量の設定】

サービス計画の作成については、平成２４年４月の法改正により、障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となったため、各年度の新たなサービス利用者を見込み計画相談支援の人数を推計しました。

また、精神科病院の退院予定者で地域移行支援等を必要とする方を見込み地域相談支援の人数を推計しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

（ア）生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当することから、これに対応できる指定特定相談支援事業者の確保に努めます。

（イ）医療機関（入院）や福祉施設（通過型）から、地域での生活へスムーズに移行し、定着できるよう支援します。

（３）障害児通所給付に係るサービスの見込量

【必要な量の見込（月当たり）】

		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用者数	１０５人	１１０人	１１５人
	利用量	5日	5日	5日
	サービス見込量	525 人日分	550 人日分	575 人日分
放課後等 デイサービス	利用者数	25人	35人	45人
	利用量	１３日	１３日	１３日
	サービス見込量	325 人日分	455 人日分	585 人日分
保育所等 訪問支援	利用者数	4人	5人	6人
障害児相談支援	利用者数	１３０人	１４５人	１６０人

【サービス見込量の設定】

サービス見込量は平成２５年度中と平成２６年３月の利用者数・利用量を基準に、新たな利用者数を見込み設定しました。

【サービス見込量に対応するための方策】

サービス量の確保を図るため、市所有の空き施設の活用について、サービス事業者の利用を検討していきます。

（4）地域生活支援事業実施に関する事項

第３期計画の事業ごとの実績（平成 26 年度は見込数値）

事業名	24年度		25年度		26年度	
	箇所	利用者件数	箇所	利用者件数	箇所	利用者件数
（1）相談支援事業						
ア　相談支援事業						
(ｱ) 障害者相談支援事業	3		3		3	
(ｲ) 地域自立支援協議会	実　施		実　施		実　施	
イ　相談支援機能強化事業	実　施		実　施		実　施	
ウ　住宅入居等支援事業	実　施		実　施		実　施	
（2）成年後見制度利用支援事業						
成年後見制度利用支援事業		0		0		0
（3）意思疎通支援事業						
ア　手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		13		22		23
（4）日常生活用具給付等事業		(件数)		(件数)		(件数)
ア　介護・訓練支援用具		5		4		5
イ　自立生活支援用具		7		12		10
ウ　在宅療養等支援用具		10		18		15
エ　情報・意志疎通支援用具		16		7		15
オ　排泄管理支援用具		1,363		1,334		1,300
カ　住宅改修費助成事業		2		3		3
キ　点字図書給付事業		3		3		3
（5）手話奉仕員養成事業						
ア　手話奉仕員養成事業		22		30		10
（6）移動支援事業		(時間)		(時間)		(時間)
ア　外出介護事業	11	764	11	1,060	12	1,000
（7）地域活動支援センター事業						
ア　基礎的事業	3	61	2	61	2	61
イ　機能強化事業	1	－	1	－	1	
（8）任意事業						
ア　訪問入浴サービス事業	3	5	5	3	3	4
イ　更生訓練費給付事業	0	0	0	0	0	0
ウ　日中一時支援事業	19	141	27	179	28	160
エ　自動車運転免許取得・改造事業		1		3		3

(注１) (4)日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。
(注２) (6)移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。
(注３) 任意事業、手話奉仕員養成事業及び要約筆記奉仕員要請事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

第４期計画の事業ごとの見込み						
事　業　名	27年度		28年度		29年度	
	箇所	利用者件数	箇所	利用者件数	箇所	利用者件数
（１）相談支援事業						
ア　相談支援事業						
(ｱ)一般相談支援事業	3		3		3	
(ｲ)指定特定相談支援事業	3		3		3	
(ｳ)地域自立支援協議会	実　施		実　施		実　施	
イ　相談支援機能強化事業	実　施		実　施		実　施	
ウ　住宅入居等支援事業	実　施		実　施		実　施	
（２）成年後見制度利用支援事業						
ア　成年後見制度利用支援事業		2		3		4
（３）意思疎通支援事業						
ア　手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		23		24		25
（４）日常生活用具給付等事業		(件数)		(件数)		(件数)
ア　介護・訓練支援用具		5		5		5
イ　自立生活支援用具		10		10		10
ウ　在宅療養等支援用具		15		15		15
エ　情報・意志疎通支援用具		13		13		13
オ　排泄管理支援用具		1,350		1,400		1,450
カ　住宅改修費助成事業		3		3		3
キ　点字図書給付事業		5		5		5
（５）手話奉仕員養成事業						
ア　手話奉仕員養成事業		10		10		10
（６）移動支援事業		(時間)		(時間)		(時間)
外出介護事業	13	1,000	13	1,000	13	1,000
（７）地域活動支援センター事業						
ア　基礎的事業	2	61	2	62	2	63
イ　機能強化事業	1	—	1	—	1	—
（８）任意事業						
ア　訪問入浴サービス事業	3	5	3	6	3	7
イ　更生訓練費給付事業	1	1	1	1	1	1
ウ　日中一時支援事業	31	170	32	180	33	190
エ　自動車運転免許取得・改造事業		3		3		3

(注１) (4)日常生活用具給付事業の数値は、給付見込み件数を記載。
(注２) (6)移動支援事業では、実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数を記載。
(注３) 任意事業、手話奉仕員養成事業及び要約筆記奉仕員要請事業は、養成講習終了見込み者数を記載。

【サービス見込量の設定】

ア　各事業のサービス提供施設の箇所数は近年の増加量を踏まえて設定しました。

イ　利用者・件数について、（2）コミュニケーション支援事業（3）日常生活用具給付等事業（4）移動支援事業（5）地域活動支援センター事業（6）その他の事業は平成２５年度の利用実績を踏まえ設定しました。

ウ　成年後見制度の利用促進を図るため、身寄がない人などの市長申し立て手続きや、後見人等への報酬助成制度などの充実を図るとともに、市民後見人についても育成に努め、法人後見人とともに協働できる体制づくりを進めます。

（5）　基盤整備に関する事項

サービスの種類	27年度	28年度	29年度
就労継続支援Ｂ型		３０人	５人
生活介護施設			１０人
共同生活援助 (グループホーム)	５人		５人 ５人 １０人 （計20人）

※施設整備実施希望年度ベースにより計上。

【見込量の設定】

事業者へのアンケート調査を踏まえ、既存施設の定員と利用者見込を比較し利用見込のあるサービス事業について設定しました。

【見込量確保のための方策】

社会福祉法人やＮＰＯ法人等と連携を図り、支援サービスの実施主体の確保に努めます。

（６）　相談支援体制の充実・強化に関する事項

◆　相談支援事業所

ア　相談支援体系については、平成２４年度より次のとおりとなっております。

（ア）一般相談支援事業者･････････一般的な相談の実施

（イ）指定特定相談支援事業者････サービス利用計画の作成

（ウ）指定一般相談支援事業者････地域移行・定着支援の実施

イ　支援内容

（ア）障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、家庭訪問や関係機関等との調整や、必要な情報提供を行います。

（イ）知的に障害のある人や精神に障害のある人のうち判断能力が不十分な人及びその家族に、制度利用の手続方法や助成制度など必要な援助を行います。

（ウ）自立支援協議会の運営を受託し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

◆　自立支援協議会

ア　障害のある人が地域において自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう相談支援体制を確立し、障害福祉関係者及び関係機関からなる圏域・地域自立支援協議会の充実強化を図ります。

イ　地域自立支援協議会の名称

中東遠圏域・中遠地域自立支援協議会

ウ　事業内容

（ア）受託指定相談支援事業者の運営評価等に関すること

（イ）困難事例への対応に関すること

（ウ）関係機関による障害者支援ネットワークの構築に関すること

（エ）地域の社会資源の開発、改善に関すること

（オ）障害のある人の就労促進に関すること

（カ）中東遠圏域・中遠地域の障害福祉計画や福祉施策の提言に関すること

第４期障害福祉計画の見込数値

資料１

（単位：人）

サービスの量 / サービスの名称		現状（第３期障害福祉計画まで） サービス利用者数 総数 A B+C	市内 B	市外へ C	市内施設 定員数計 D E+F+G	市内 E (=B)	市外から F	空き G	第４期障害福祉計画 サービス利用者数 増加人数 H I-A	計 I	市内施設 増加定員 J	計 K D+J	過不足数 L K-(E+F)-H
日中活動系	生活介護	164	85	79	249	85	150	14	17	181	10	259	7
	自立訓練（機能訓練）	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	13	8	5	16	8	2	6	3	16	0	16	3
	就労移行支援	19	14	5	26	14	2	10	4	23	0	26	6
	就労継続支援A型	8	0	8	0	0	0	0	5	13	0	0	−5
	就労継続支援B型	124	81	43	149	81	37	31	17	141	35	184	49
	短期入所	26	15	11					4	30			
	（福祉型）	24	15	9					1	25			
	（医療型）	2	0	2					3	5			
居住系	施設入所支援	68	25	43	145	25	120	0	7	75	0	145	−7
	共同生活援助	28	13	15	66	13	53	0	8	36	25	91	17
障害児通所	児童発達支援	91	79	12	128	79	0	49	24	115	11	139	36
	（はぐくみ）	79	79		128	79		49	21	100	11	139	39
	（市外施設）	12	0	12	0	0	0	0	3	15	0	0	−3
	放課後等デイサービス	22	11	11	20	11	0	9	23	45	0	20	−14

マイナス数値は不足数

1　現状（第３期障害福祉計画まで）は、平成26年８月末現在の数値。

2　「就労継続支援B型」の定員超過については、豊富な業種（内容）から適した作業を選択する必要があるため、施設数及び施設定員に余裕をもって確保することとする。

3　「短期入所」については、回数での利用が想定されることから、定員等は未記載としている。

4　「児童発達支援」はぐくみについては、「平成29年度までの計画 市内施設定員数」には、従来の親子・並行教室の定員128名に平成28年度からの新規事業である「（仮）発達教室」の定員８名及び「（仮）重心教室」の定員３名の11名を加え、139名としている。

【はぐくみの定員数の算出方法】

支援種別	グループ数・利用者数	開所日	定員数	
親子教室（午前）	1ｸﾞﾙｰﾌﾟ（８名）×2ｸﾞﾙｰﾌﾟ　16名	週４日（月・火・木・金）	64名	128名
並行教室（午後）	1ｸﾞﾙｰﾌﾟ（８名）×2ｸﾞﾙｰﾌﾟ　16名	週４日（月・火・木・金）	64名	

第3期計画実績値と第4期計画値の比較

資料2

自立支援給付

【訪問系サービス】

			第 3 期(実績値)			第 4 期(計画値)		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援	利用者数	(人)	42	46	51	55	59	63
	(内同行援護)	(人)	12	12	13	13	13	13
	利用量／人	(時間)	12	12	13	13	13	13
	サービス利用量	(時間分)	505	567	663	715	767	819

【日中活動系サービス】

生活介護 (通所)	利用者数	(人)	143	157	165	96	101	106
	利用量／人	(日)	20	20	22	21	21	21
生活介護 (入所)	利用者数	(人)	—	—	—	72	74	75
	利用量／人	(日)	—	—	—	22	22	22
	サービス利用量	(人日分)	2,888	3,185	3,630	3,600	3,749	3,876
自立訓練(機能訓練)	利用者数	(人)	2	1	1	1	1	1
	利用量／人	(日)	14	8	10	10	10	10
	サービス利用量	(人日分)	27	8	10	10	10	10
自立訓練(生活訓練)	利用者数	(人)	19	16	18	20	16	16
	利用量／人	(日)	16	16	16	16	16	16
	サービス利用量	(人日分)	308	262	288	320	256	256
就労移行支援	利用者数	(人)	24	20	20	25	24	23
	利用量／人	(日)	21	20	19	20	20	20
	サービス利用量	(人日分)	492	386	380	500	480	460
就労継続支援(A型)	利用者数	(人)	7	9	10	11	12	13
	利用量／人	(日)	21	21	22	22	22	22
	サービス利用量	(人日分)	149	193	220	242	264	286
就労継続支援(B型)	利用者数	(人)	104	110	118	125	139	141
	利用量／人	(日)	17	17	17	17	17	17
	サービス利用量	(人日分)	1,737	1,860	2,006	2,125	2,363	2,397
療養介護	利用者数	(人)	6	6	6	7	7	7
短期入所 (福祉型)	利用者数	(人)	20	22	22	21	23	25
	利用量／人	(日)	8	9	10	10	10	10
短期入所 (医療型)	利用者数	(人)	—	—	—	4	4	5
	利用量／人	(日)	—	—	—	4	4	4
	サービス利用量	(人日分)	166	195	220	226	246	270

【居住系サービス】

共同生活援助 共同生活介護	サービス利用量	(人分)	23	26	29	30	35	36
施設入所支援	サービス利用量	(人分)	72	71	70	72	74	75

【相談支援】

相談支援	利用者数	(人分)	1	207	400	420	440	460

【地域相談支援】

地域移行支援	利用者数	(人分)	2	3	4	2	2	2
地域定着支援	利用者数	(人分)				4	6	8

障害児通所給付

児童発達支援	利用者数	(人分)				105	110	115
放課後等デイサービス	利用者数	(人分)				25	35	45
保育所等訪問支援	利用者数	(人分)				4	5	6
障害児相談支援	利用者数	(人分)				130	145	160

袋井市キャラクター

フッピー